定額減稅調整給付金(不足額給付分)(※)申請書(転入者以外用)

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した補足給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした 推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足す る額を支給するものです。

支給町

(令和7年度個人住民税の課税町)

山北町長 殿



※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。 支給確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、支給確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、町において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に 支給確認書を送付します。給付金の受給には、支給確認書の提出が必要です。

本様式での申請が必要な方

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ令和6年度実施給付金事業の給付を 世帯主又は世帯員として受給していない方であって、

- ・青色事業専従者又は事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超えである方

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。町における確認の結果、支給要件に該当 (1) しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ドのかりまたがの来げる。 ・ 令和6年子列所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、 定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の 規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ② ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった ・令和5年度、令和6年度に実施された給付金を受給した
 - ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現	住	所
	男・女	明治・大正・昭和・平成年 月 日	電話	()

【代理由請を行う場合】

代	生中前を117場日』 (フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日		代理人	現住所	
理人			男 • 女	明治·大正·昭和·平成 年月 日	電話	()	
	記の者を代理人と認め、 調整給付金申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名			

□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。							
□ ③ 下記の口座 への振込を希望します。 (通帳等の写しを本様式に添付する必要があります 。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)							
金融機関名 支店名 分類 口座番号 (右詰めでお書きださい。) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※「3. 申請・請求者」名義に限る。 ※「4. 申請・請求者」名義に限る。 ※「4. 申請・請求者」名義に限る。 ※「4. 申請・請求者」名義に限る。 ※「4. 申請・請求者」(会わせてださい)							
1 版							
ゆうちょ銀行 通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい) 通帳番号 (五詰めでご記入下さい) 口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き からままがたまた。 ※							
を上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を 1							
担山書紙							
提出書類							
■ 『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書類) ※ 些要事項をご記入ください。							
誓約·同意事項(表面中段)							
申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)							
■ 振込口座(裏面上部) ■ 署名(裏面下部)							
□ 『『日本語』 『『『 『 『 『 『 『 『 』 『 『 『 『 『 『 』 『 『 『 『 『 『 』 『							
■ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』 ※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。							
□ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』							
※ 申請者の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写 し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。							
■ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした場合のみ)							
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。							
※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。 (チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)							
本申立ての内容に相違ありません。							
令和 年 月 日 申請者氏名							

□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

□ ②**下記の現に使用している申請者名義の口座へ**の振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) 以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

<u>「2.振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合</u>は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。

登録は給付金の支給要件ではありません。

公金受取口座 未登録の方

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の